

# 山梨県公報

号外第四号

平成二十年

二月六日

水曜日

## 目次

### 規則

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第一号

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月六日

山梨県知事 横内正明

#### 山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十五条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改める。

第十四条第二号中「第四条の二」を「第五条」に改め、同条第三号中「第五条」を「第六条」に改め、同条第四号中「第六条」を「第七条」に改め、同条第五号中「第七条の三」を「第十一条」に改め、同条第六号及び第七号中「第七条の七」を「第十五条」に改める。

第六号様式中「第7条の7」を「第15条」に改める。

第七号様式中「第7条の6」を「第14条」に改める。

第十一号様式中「第14条の1」を「第27条の1」に改める。

第十二号様式中「第4条の2」を「第5条」に改める。

第十三号様式中「第5条」を「第6条」に改める。

第十四号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

第十七号様式中「第7条の3」を「第11条」に改める。

第十八号様式及び第十九号様式中「第7条の7」を「第15条」に改める。

第二十七号様式中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「第77条の8」を「第187条」に改める。

第二十八号様式中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「第77条の8」を「第188条」に改める。  
第二十九号様式中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「第7条の3」を「第11条」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番